# 外国人技能実習制度について

OTIT 外国人技能実習機構

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため，技能実習に関し，基本理念を定め，国等の責務を明らかにするとともに，技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け，これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

**法律の概要**　※ 法務省及び厚生労働省で共管

## 1．技能実習制度の適正化

(1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに，技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】

(2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし，技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか，報告徴収，改善命令，認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】

(3) 実習実施者について，届出制とする。【第17条及び第18条関係】

(4) 監理団体について，許可制とし，許可の基準や許可の欠格事由のほか，遵守事項，報告徴収，改善命令，許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】

(5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について，禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに，技能実習生に対する相談や情報提供，技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより，技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

(6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに，地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】

(7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し，【第3章関係】
- ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
- ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め，実地に検査【第14条関係】
- ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
- ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】

等を行わせるほか，技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

## 2．技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して，第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。
【第2条，第9条，第23条及び第25条関係】

## 3．その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか，所要の改正を行う。

**施行日**　平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし，外国人技能実習機構の設立規定については，公布の日（平成28年11月28日）

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

# 技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため，
管理監督体制を強化するとともに，技能実習生の保護等を図る。

| 旧制度 | 見直し後（法務省・厚生労働省共管） |
|---|---|
| ①監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり，実習体制が不十分 | ① 監理団体については許可制，実習実施者については届出制とし，技能実習計画は個々に認定制とする。 |
| ②民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導 | ② 新たに外国人技能実習機構（認可法人）を設立し，監理団体等に報告を求め，実地に検査する等の業務を実施。 |
| ③技能実習生の保護体制が不十分 | ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。 |
| ④業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分 | ④ 業所管省庁，都道府県等に対し，各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し，指導監督・連携体制を構築。 |
| ⑤政府（当局）間の取決めがない<br>保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在 | ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ，相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。 |

（注）枠内下線部分は法律で規定

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| ①優良な監理団体等への実習期間の延長 | ３年間　⇒　５年間（一旦帰国後，最大２年間の実習） |
| ②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 | 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大５％まで ⇒ 最大１０％まで等） |
| ③対象職種の拡大 | 地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置<br>職種の随時追加 |

※優良な監理団体等とは，法令違反がないことはもとより，技能検定等の合格率，指導・相談体制等について，一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

# 技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は，国際貢献のため，開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ，ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）

○技能実習生は，入国直後の講習期間以外は，雇用関係の下，労働関係法令等が適用されており，現在全国に約４１万人在留している。
※令和元年末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体（事業協同組合，商工会等）が技能実習生を受入れ，傘下の企業等で技能実習を実施

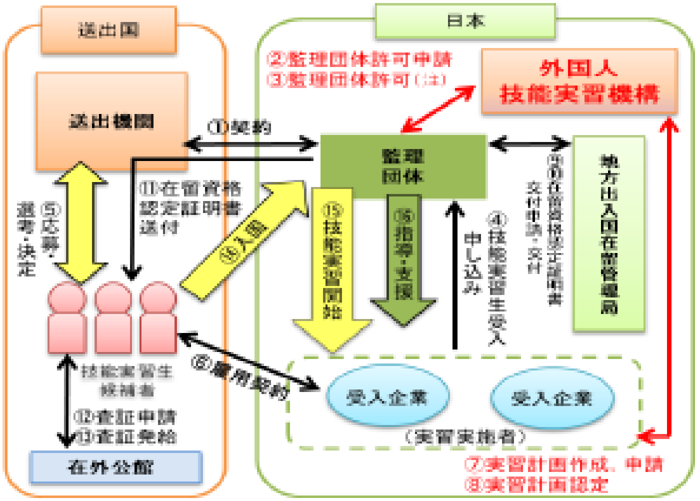


注：外国人技能実習機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人，合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

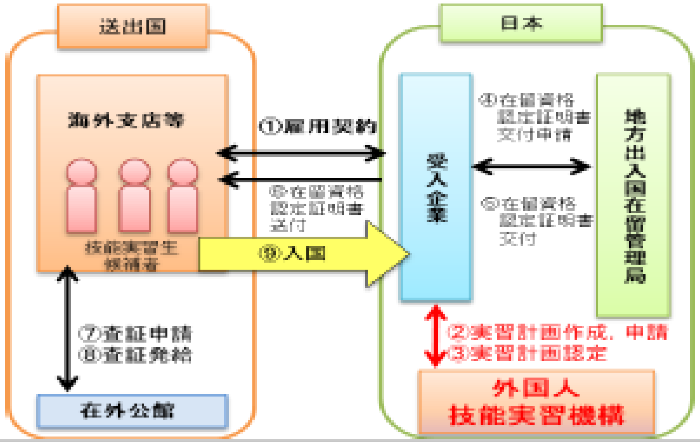


## 技能実習の流れ

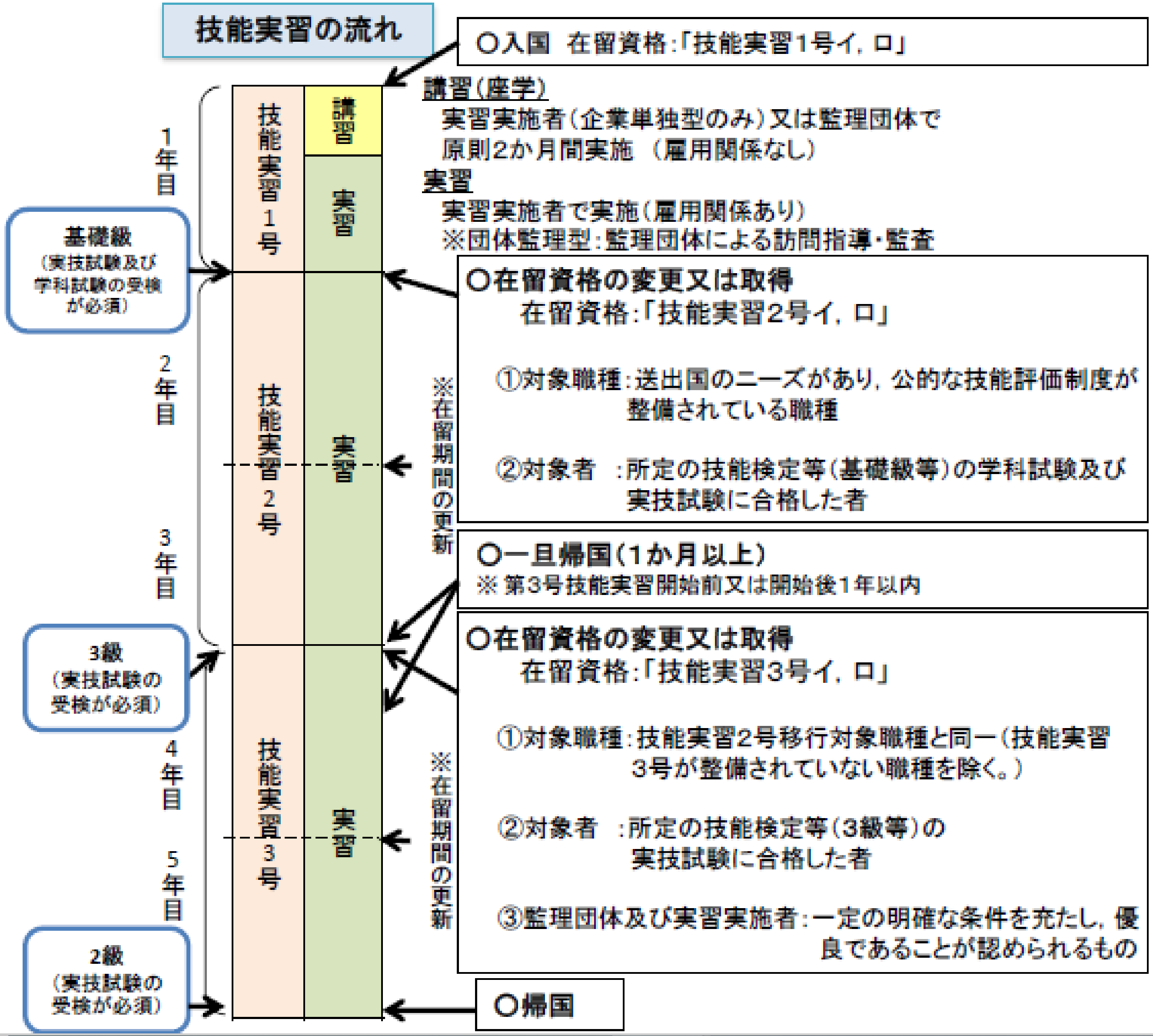

# 技能実習制度の現状

## 1　令和元年末の技能実習生の数は，410，972人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況

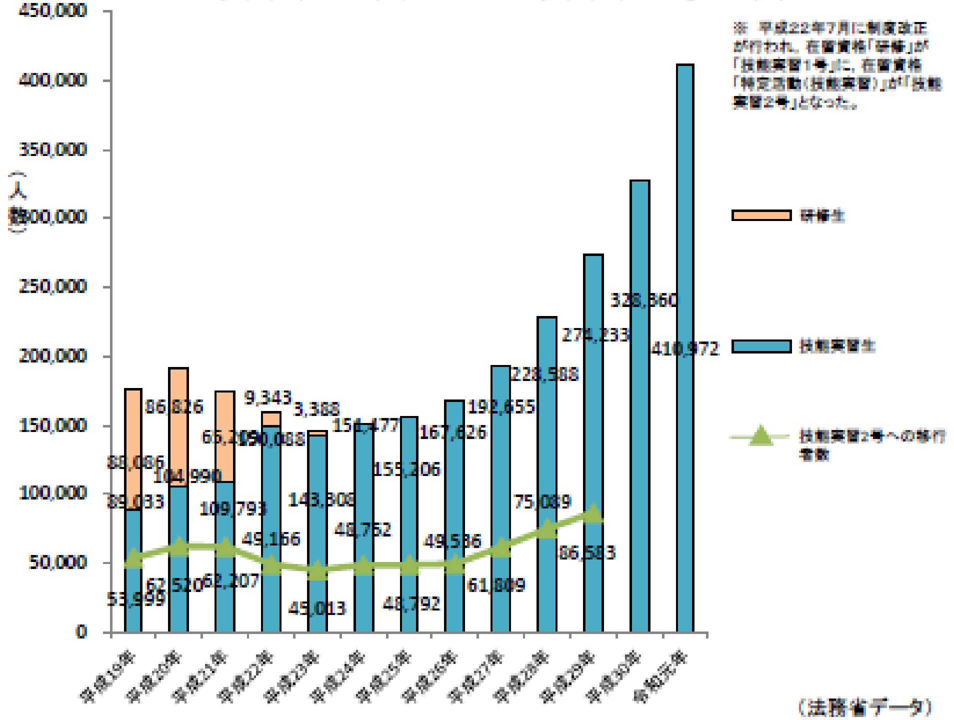


（法務省データ）

## 2　受入人数の多い国は，①ベトナム　②中国　③フィリピン

令和元年末　在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比（%）

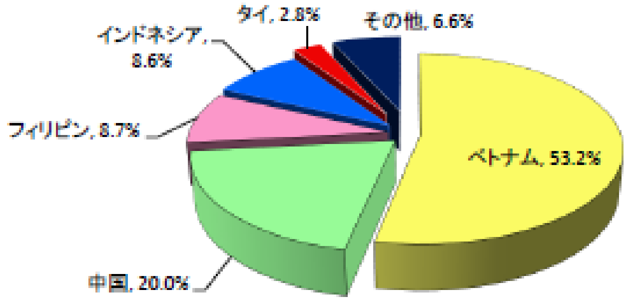


（法務省データ）

## 3　「技能実習2号」への移行者が多い職種は，①食品製造関係　②機械・金属関係　③建設関係

職種別「技能実習2号」への移行者数

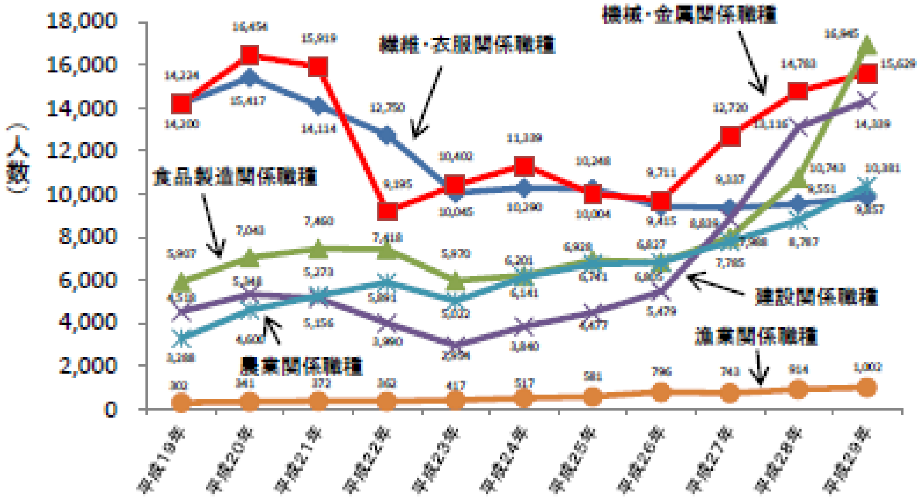


※ 平成21年以前は「特定活動（技能実習）」への移行者数

（法務省データ）

## 4　団体監理型の受入れが97．6%

令和元年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数

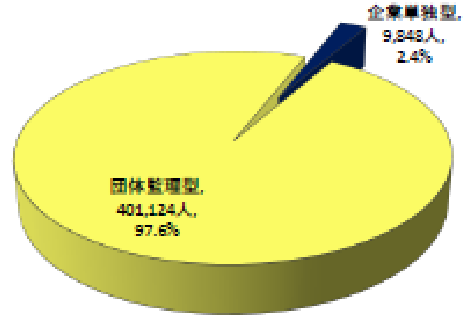


（法務省データ）

# 技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（82職種150作業）

（令和2年10月21日時点）

1　農業関係（2職種6作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 耕種農業● | 施設園芸 |
| | 畑作・野菜 |
| | 果　樹 |
| 畜産農業● | 養　豚 |
| | 養　鶏 |
| | 酪　農 |

2　漁業関係（2職種10作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 漁船漁業● | かつお一本釣り漁業 |
| | 延縄漁業 |
| | いか釣り漁業 |
| | まき網漁業 |
| | ひき網漁業 |
| | 刺し網漁業 |
| | 定置網漁業 |
| | かに・えびかご漁業 |
| | 棒受網漁業△ |
| 養殖業● | ほたてがい・まがき養殖 |

3　建設関係（22職種33作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| さく井 | パーカッション式さく井工事 |
| | ロータリー式さく井工事 |
| 建築板金 | ダクト板金 |
| | 内外装板金 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 |
| 建具製作 | 木製建具手加工 |
| 建築大工 | 大工工事 |
| 型枠施工 | 型枠工事 |
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て |
| と　び | と　び |
| 石材施工 | 石材加工 |
| | 石張り |
| タイル張り | タイル張り |
| かわらぶき | かわらぶき |
| 左　官 | 左　官 |
| 配　管 | 建築配管 |
| | プラント配管 |
| 熱絶縁施工 | 保温保冷工事 |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 |
| | カーペット系床仕上げ工事 |
| | 鋼製下地工事 |
| | ボード仕上げ工事 |
| | カーテン工事 |
| サッシ施工 | ビル用サッシ施工 |
| 防水施工 | シーリング防水工事 |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事 |
| ウェルポイント施工 | ウェルポイント工事 |
| 表　装 | 壁　装 |
| 建設機械施工● | 押土・整地 |
| | 積込み |
| | 掘　削 |
| | 締固め |
| 築　炉 | 築　炉 |

4　食品製造関係（11職種18作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 缶詰巻締● | 缶詰巻締 |
| 食鳥処理加工業● | 食鳥処理加工 |
| 加熱性水産加工食品製造業● | 節類製造 |
| | 加熱乾製品製造 |
| | 調味加工品製造 |
| | くん製品製造 |
| 非加熱性水産加工食品製造業● | 塩蔵品製造 |
| | 乾製品製造 |
| | 発酵食品製造 |
| | 調理加工品製造 |
| | 生食用加工品製造 |
| 水産練り製品製造 | かまぼこ製品製造 |
| 牛豚食肉処理加工業● | 牛豚部分肉製造 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| パン製造 | パン製造 |
| そう菜製造業● | そう菜加工 |
| 農産物漬物製造業●△ | 農産物漬物製造 |
| 医療・福祉施設給食製造●△ | 医療・福祉施設給食製造 |

5　繊維・衣服関係（13職種22作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 紡績運転●△ | 前紡工程 |
| | 精紡工程 |
| | 巻糸工程 |
| | 合ねん糸工程 |
| 織布運転●△ | 準備工程 |
| | 製織工程 |
| | 仕上工程 |
| 染　色 | 糸浸染 |
| | 織物・ニット浸染 |
| ニット製品製造 | 靴下製造 |
| | 丸編みニット製造 |
| たて編ニット生地製造● | たて編ニット生地製造 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服縫製 |
| 紳士服製造 | 紳士既製服製造 |
| 下着類製造● | 下着類製造 |
| 寝具製作 | 寝具製作 |
| カーペット製造●△ | 織じゅうたん製造 |
| | タフテッドカーペット製造 |
| | ニードルパンチカーペット製造 |
| 帆布製品製造 | 帆布製品製造 |
| 布はく縫製 | ワイシャツ製造 |
| 座席シート縫製● | 自動車シート縫製 |

6　機械・金属関係（15職種29作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 鋳　造 | 鋳鉄鋳物鋳造 |
| | 非鉄金属鋳物鋳造 |
| 鍛　造 | ハンマ型鍛造 |
| | プレス型鍛造 |
| ダイカスト | ホットチャンバダイカスト |
| | コールドチャンバダイカスト |
| 機械加工 | 普通旋盤 |
| | フライス盤 |
| | 数値制御旋盤 |
| | マシニングセンタ |

6　機械・金属関係（続き）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 金属プレス加工 | 金属プレス |
| 鉄　工 | 構造物鉄工 |
| 工場板金 | 機械板金 |
| めっき | 電気めっき |
| | 溶融亜鉛めっき |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理 |
| 仕上げ | 治工具仕上げ |
| | 金型仕上げ |
| | 機械組立仕上げ |
| 機械検査 | 機械検査 |
| 機械保全 | 機械系保全 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て |
| 電気機器組立て | 回転電機組立て |
| | 変圧器組立て |
| | 配電盤・制御盤組立て |
| | 開閉制御器具組立て |
| | 回転電機巻線製作 |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計 |
| | プリント配線板製造 |

7　その他（16職種29作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 家具製作 | 家具手加工 |
| 印　刷 | オフセット印刷 |
| | グラビア印刷●△ |
| 製　本 | 製　本 |
| プラスチック成形 | 圧縮成形 |
| | 射出成形 |
| | インフレーション成形 |
| | ブロー成形 |
| 強化プラスチック成形 | 手積み積層成形 |
| 塗　装 | 建築塗装 |
| | 金属塗装 |
| | 鋼橋塗装 |
| | 噴霧塗装 |
| 溶　接● | 手溶接 |
| | 半自動溶接 |
| 工業包装 | 工業包装 |
| 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱打抜き |
| | 印刷箱製箱 |
| | 貼箱製造 |
| | 段ボール箱製造 |
| 陶磁器工業製品製造● | 機械ろくろ成形 |
| | 圧力鋳込み成形 |
| | パッド印刷 |
| 自動車整備● | 自動車整備 |
| ビルクリーニング | ビルクリーニング |
| 介　護● | 介　護 |
| リネンサプライ●△ | リネンサプライ仕上げ |
| コンクリート製品製造● | コンクリート製品製造 |
| 宿泊●△ | 接客・衛生管理 |

○　社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

| 職種名 | 作業名 |
|---|---|
| 空港グランドハンドリング● | 航空機地上支援 |
| | 航空貨物取扱 |
| | 客室清掃△ |

（注１）●の職種：技能実習評価試験に係る職種　　（注２）△のない職種・作業は３号まで実習可能。

# 監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

## 監理団体の許可

**監理団体**（事業協同組合等）：監理団体の許可申請

↓

**外国人技能実習機構**：

団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること
- 監理事業を適正に行う能力を有すること
- 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること　など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと
- 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）へ報告

↓

**主務大臣**：監理団体の許可

↓

技能実習計画の認定手続へ

## 技能実習計画の認定等

**実習実施者＋監理団体**：技能実習計画の作成

↓

**実習実施者**：技能実習計画の認定申請

↓

**外国人技能実習機構**：

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること
- 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時)　など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと
- 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

技能実習計画の認定

↓

**技能実習生**（監理団体が代理）：在留資格認定証明書の交付申請等

↓

**法務大臣**（地方出入国在留管理局長）：在留資格認定証明書の交付等

↓ ※

技能実習生の受入れ

※　新規に入国する場合等は日本大使館等へ査証申請が必要

# 機構が行う実地検査

機構の職員が認定された技能実習計画に従って技能実習を実施しているかや監理事業の状況等、技能実習の実施状況について検査を行うもの。

（許可･認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務）

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

（機構による事務の実施）

第十四条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

一　実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二　その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

２～３　（略）

# 技能実習生の支援・保護（1）

## １．技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 ９：００～１７：００）。

### 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

| 対応言語 | 対応日時 |
|---|---|
| ベトナム語 | 月、火、水、木、金　11:00~19:00 |
| 中国語 | 月、水、金　11:00~19:00 |
| インドネシア語 | 火、木　11:00~19:00 |
| フィリピン語 | 火、土　11:00~19:00 |
| 英語 | 火、土　11:00~19:00 |
| タイ語 | 木、土　11:00~19:00 |
| カンボジア語 | 木　11:00~19:00 |
| ミャンマー語 | 金　11:00~19:00 |

## ２．技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。
・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

# 技能実習生の支援・保護（2）

## ３．技能実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先の変更支援に当たっては「監理団体向け実習先変更支援サイト」(https://www.support.otit.go.jp/kanri/)を開設するとともに、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する個別支援を行う。

## ４．技能実習生の実習先変更支援（３号移行時）

第２号技能実習から第３号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第３号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした技能実習生を支援するため、機構は、３号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（https://www.support.otit.go.jp/jisshu/）を開設。

## ５．技能実習生への一時宿泊先の提供

技能実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

## ６．技能実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

## ７．技能実習生手帳の配布

○作成部数　約６９万部
○作成言語　　９か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、
ミャンマー語、カンボジア語、英語）